

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成26年7月14日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 蒲生 猛

1. 業務概要

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計(電子入札対象案件)
- (3) 業務内容 本業務は、那覇空港に計画する管制塔、庁舎、電源局舎及びUPS局舎の建築、建築設備に係る基本設計、実施設計及び積算業務等を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成28年3月25日まで
- (5) 本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- ③ 平成25・26年度国土交通省一般(指名)競争参加資格における建設コンサルタント業務のA等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること)。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成24年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付

ける。

- ④ 参加表明書の提出期限から見積もり合わせの日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 設計共同体

2.(1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年7月14日付け大阪航空局長）に示すところにより大阪航空局長から那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 配置予定技術者の資格

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、CPD

(3) 業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府大阪市大手前4-1-76

大阪航空局 総務部経理課契約係

TEL 06-6949-6206(ダイヤルイン) FAX 06-6949-6220

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年7月14日（月）から平成26年7月28日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、09時00分から17時00分まで。
- ② やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を上記(1)担当部局に持参又は郵送（書留郵便等の配達の際）

記録が残るものに限る。) することにより電子データを交付するので、上記(1)担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記(1)担当部局に記録媒体(未使用のもの)を持参すること。郵送による場合は、上記(1)担当部局に記録媒体(未使用のもの)、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成26年7月14日(月)から平成26年7月28日(月)までの休日を除く毎日、09時00分から17時00分までとする。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年7月28日(月)17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。なお、受付期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年9月18日(木)17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。なお、受付期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務契約を当該業務契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計関連業務)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)担当部局に同じ。

(6) 2.(1)③に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業も5.

(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、2.(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)は、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 詳細は、説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年7月14日

大阪航空局長 蒲生 猛

1 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計
- (2) 業務内容 本業務は、那覇空港に計画する管制塔、庁舎、電源局舎及びUPS局舎の建築、建築設備に係る基本設計、実施設計及び積算業務を行うものである。
- (3) 履行期限 平成28年3月25日

2 申請の時期

平成26年7月14日から平成26年7月28日まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)。なお、平成26年7月29日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、平成26年7月14日から大阪航空局経理課において設計共同体としての資格を得ようとするものに交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に那覇空港事務所管制塔庁舎設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、「競争参加の資格に関する公示」(平成22年10月1日付け国土交通省官房会計課長。以下「平成22年10月1日付け公示」という。)別記4により総合数値を付与してA等級に格付けされた場合は、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 大阪航空局における「建設コンサルタント」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定

を受けていること。

③ 大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

④ 平成22年10月1日付け公示5(1)から(5)までに該当しないものであること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成11年1月25日付け運輸省官会第93号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がA等級に認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務の契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計 〇〇・△△設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))」(平成26年7月14日付け支出負担行為担当官 大阪航空局長)に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。